府　令

○内閣府令第五十九号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教習の時間及び方法） **第三十三条**　［1～4　略］ 5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。 一　技能教習については、次のとおりとする。 ［イ～カ　略］ ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する教習にあつては四時限を、その他の者に対する教習にあつては三時限（基本操作及び基本走行にあつては、二時限）を超えないこと（第一種免許に係る教習を受ける者に対して一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。 ［タ～ム　略］ 二　［略］ 6　［略］	（教習の時間及び方法） **第三十三条**　［1～4　同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ ［イ～カ　同上］ ヨ　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、三時限（基本操作及び基本走行（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する教習にあつては、二時限）を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行を行う場合及び複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。 ［タ～ム　同上］ 二　［同上］ 6　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。